

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年8月10日

【四半期会計期間】 第81期第1四半期(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

【会社名】 田淵電機株式会社

【英訳名】 TABUCHI ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 貝方士 利浩

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号

【電話番号】 06-4807-3500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 佐々野 雅雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号

【電話番号】 06-4807-3500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 佐々野 雅雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
田淵電機株式会社東京支社  
(東京都千代田区神田錦町三丁目18番地3)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第80期 第1四半期 連結累計期間	第81期 第1四半期 連結累計期間	第80期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	7,130	5,824	26,417
経常損失( ) (百万円)	829	697	4,432
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失( ) (百万円)	838	743	8,830
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	834	837	8,628
純資産額 (百万円)	9,071	439	1,277
総資産額 (百万円)	29,541	21,808	22,695
1株当たり四半期(当期) 純損失金額( ) (円)	20.75	18.41	218.48
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	30.7	2.0	5.6

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たりの四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

当社グループは、前連結会計年度において売上高の著しい減少、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失の計上、財務制限条項への抵触等といった状況に該当しており、当第1四半期連結累計期間においても、815百万円の営業損失、697百万円の経常損失、743百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上し、当第1四半期連結会計期間末における純資産が439百万円に減少しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を早期に解消すべく、「2. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6)」「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対応策」に記載の対応策を実施することにより、財務体質および収益力の改善を図ってまいります。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、米国経済は雇用や所得環境の改善を背景に景気の緩やかな拡大が続いており、欧州では輸出の拡大や個人消費の底堅さを背景に景気回復が続きました。また、中国及び新興国経済も、総じて景気は持ち直しの動きが見られました。一方、米国が発動した輸入関税に端を発した米中及び米欧貿易摩擦の影響も不安視されています。わが国経済においても、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続きました。

このような経営環境のもと、アミューズメント用電源は不調となり、また国内太陽光発電市場においては、改正FIT法における手続きの問題により新規認定が停滞する状況が続いており、当社シェアが大きい低圧連係案件のみならず住宅案件や高圧連携案件等へ大きく影響しております。一方、北米市場においては、蓄電ハイブリッドの新規モデルの発売を開始しましたが、売上が本格化するに至りませんでした。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は5,824百万円（前年同期比18.3%減）となりましたが、営業損失は815百万円（前年同期は営業損失852百万円）、経常損失は697百万円（前年同期は経常損失829百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は743百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失838百万円）となりました。

当第1四半期連結累計期間のセグメントごとの業績は次のとおりであります。

#### 変成器事業

変成器事業は、売上は堅調に推移したものの鋼材等の原材料コストのアップにより、売上高は2,818百万円（前年同期比7.4%増）、営業利益は74百万円（前年同期比11.0%減）となりました。

#### 電源機器事業

電源機器事業は、アミューズメント用電源の減少及び国内太陽光発電市場の低迷による太陽光発電用パワーコンディショナの減少により、売上高は3,005百万円（前年同期比33.3%減）となりましたが、営業損失は858百万円（前年同期は営業損失881百万円）となりました。

#### (2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産は21,808百万円となり、前連結会計年度末に比べて886百万円減少しました。これは主として、現預金が435百万円、投資有価証券が24百万円それぞれ減少したことによるものであります。

負債は21,369百万円となり、前連結会計年度末に比べて49百万円減少しました。これは主として、電子記録債務が91百万円、長期借入金が60百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産は439百万円となり、前連結会計年度末に比べて837百万円減少しました。これは主として、親会社株主に帰属する四半期純損失743百万円の計上によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を下記のとおり定めております。

#### 会社の支配に関する基本方針

##### (A) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付けを行う行為であっても、経済適合性に基づき判断し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付け等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付け等の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあり得ます。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の大量買付け等の行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な大量買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買収行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

##### (B) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社は、株主の皆様にも中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、下記の取組みを実施しております。これらの取組みは、上記(A)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

###### ( ) 経営理念・企業目的

当社グループは、「お得意先第一主義」、「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」の経営理念のもと、企業目的を『田淵電機グループの使命は、未来に誇るコアテクノロジーを活かし、地球環境にやさしい「エネルギー先進企業」として広く社会に貢献することにあります』と定め、企業価値ひいては株主共同利益の向上に努めております。

###### ( ) 基本戦略の概要

「Global Power-solution Company」を基本戦略として、パワーエレクトロニクス市場での国際的な拡大・展開を推し進めてまいります。そのために大きく3つのアクションプランを実行してまいります。

###### 事業領域の明確化

先進のパワーエレクトロニクス技術を志向した「特徴あるデバイス(変成器等)とひと味違うパワーソリューション・プロダクツ」をもって、以下の4分野に展開いたします。

- ・エネルギー分野
- ・産業機器分野
- ・輸送機器分野
- ・ヘルスケア、医療機器分野

###### 製品開発方針の明確化

“世の中にないもの”への志向のもと、先進技術へ積極果敢に経営リソースを投入してまいります。製品開発にあたり「市場近接度」「設計開発期間」に応じた短期・中期・長期の3層マーケティング体制を構築し、市場・技術の見極めを実施してまいります。さらに技術体制の強化にも取り組んでまいります。

## 経営基盤の強化

キャッシュフロー経営の強化、組織体制の強化、ブランドの強化に取り組んでまいります。  
これらの経営諸施策を推進し、中長期経営の安定化と企業価値増大を目指してまいります。

### ( ) コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、前述の経営理念及び企業目的のもと、株主の皆様をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、企業価値向上を図るため、コーポレートガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令・定款で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。また、平成26年度からは執行役員制度を導入しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化を図っております。なお、経営に対する監督機能の強化を図るために、取締役7名のうち社外取締役2名を選任しております。

監査役監査については、実効性を高めるため、財務・会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役を選任しているほか、監査役会と内部監査部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令及び諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づく監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

### (C) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、上記(A)の基本方針を実現するための取組みとして、平成29年6月29日開催の第79回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新することを、株主の皆様にご承認いただきました。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の平成29年6月2日付のニュースリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新に関するお知らせ」をご参照ください(<http://www.zbr.co.jp/>)。

本プランの目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者(以下「買付者等」といいます。)が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを確保することにあります。本プランの有効期限は、平成32年開催予定の第82回定時株主総会終結時までの3年間としております。

実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、経済合理性に基づいて個別判断を行い、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当てを行う場合には、全ての株主に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には予約権行使をできない条件を付して、その持株比率を半減させることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防衛いたします。

### (D) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、上記(A)の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ウェブサイト等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付けを行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに、買付者等の不適切な買付行為による権利行使は認められないとの行使条件及び買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を当社が取得するとの取得条項が付された新株予約権の無償割当て等を、当社が実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される買収から防衛することが図られております。

買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省・法務省の平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足し、さらに、企業価値研究会の平成20年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容(買収者に対して金員等の交付を行うべきではない、取締役は責任と規律ある行動をとる等)に沿うものであります。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の充分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)にも合致するものであります。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又は当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成32年開催予定の第82回定時株主総会終結の時までとなっており、いわゆるサンセット条項付であります。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い廃止又は変更されることとなります。以上の意味において、本プランの廃止及び変更は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの施行・運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外有識者、当社社外監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は本プランの運用に際して、適用される法令又は金融商品取引所規則に従い、本プランの各手続きの進捗状況、又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と考える事項について適時に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

第三者専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、各々独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができることにより、判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で導入・廃止を決議することから、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし、毎年の定時株主総会で取締役の全員を選任する制度を採用しており、いわゆる期差任期制を採用していないため、本プランはいわゆるスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は388百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### (5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において電源機器事業の生産及び販売実績が減少しております。

これは主にアミューズメント用電源、及び太陽光発電用パワーコンディショナが減少したためであり、販売高は3,005百万円（前年同期比33.3%減）、生産高は3,235百万円（前年同期比19.6%減）、受注高は3,158百万円（前年同期比31.6%減）となりました。

#### (6) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対応策

「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（継続企業の前提に関する事項）」に記載のとおり、以下の施策を実行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

## 1. 事業について

- 1) 新中期経営計画「MBP2022」の推進
- 2) 事業組織改革
- 3) 固定費削減

## 2. 財務基盤の安定化

財務制限条項に抵触した借入金については、期限の利益喪失の請求を猶予して頂くよう申し入れを行い、各行のご承諾を受けております。また、主要取引銀行との間で長期借入金元本の返済についても条件変更契約を締結しております。当社としてはメインバンクを中心に主要取引銀行と緊密な関係を維持しており、継続的な支援が得られるものと考えております。

また、当社並びに子会社である田淵電子工業株式会社及びテクノ電気工業株式会社は、平成30年6月25日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されると共に、全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。同年7月4日には、事業再生ADR手続の対象債権者となる全お取引金融機関の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催致しました。当該会議は無事成立し、以下の事項について、ご承諾を頂いております。

- ・「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時まで延長すること

- ・資金調達（DIPファイナンス）を行うことを計画しておりますが、当該借入を行うこと、当該借入に係る債権について優先弁済権を付与すること

加えて平成30年8月6日には第2回債権者会議を開催し、現時点での事業再生計画案の策定には、今暫くの時間を要する見込である等の状況報告を行うと共に、事業再生計画案の協議継続の為の債権者会議（第2回債権者会議の続会）を開催することについて、全お取引金融機関のご承認を頂きました。

今後は、事業再生ADR手続の中で、全お取引金融機関と協議を進めながら、第1回及び第2回債権者会議でご了承頂きました各事項に基づき、次回の第2回債権者会議の続会までに事業再生計画案を策定し、第3回債権者会議における全お取引金融機関の同意による成立を目指してまいります。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	40,502,649	40,502,649	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	40,502,649	40,502,649	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年6月30日	-	40,502,649	-	3,611	-	-

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成30年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 85,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,402,700	404,027	同上
単元未満株式	普通株式 14,949	-	同上
発行済株式総数	40,502,649	-	-
総株主の議決権	-	404,027	-

(注) 単元未満株式数には当社所有の自己株式132株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 田淵電機株式会社	大阪市淀川区宮原三丁目 4番30号	85,000	-	85,000	0.21
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,623	2,188
受取手形及び売掛金	2 4,426	2 4,212
電子記録債権	70	70
商品及び製品	4,382	4,380
仕掛品	437	429
原材料及び貯蔵品	2,663	2,703
その他	996	821
貸倒引当金	0	0
<b>流動資産合計</b>	<b>15,598</b>	<b>14,806</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
機械装置及び運搬具（純額）	1,430	1,358
その他（純額）	2,291	2,284
<b>有形固定資産合計</b>	<b>3,722</b>	<b>3,642</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>137</b>	<b>136</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1,733	1,709
その他	1,504	1,514
貸倒引当金	1	1
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>3,237</b>	<b>3,222</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>7,096</b>	<b>7,001</b>
繰延資産	0	0
<b>資産合計</b>	<b>22,695</b>	<b>21,808</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 2,679	2 2,775
電子記録債務	1,056	965
短期借入金	8,094	8,295
1年内償還予定の社債	30	30
1年内返済予定の長期借入金	776	660
リース債務	41	32
未払法人税等	66	59
賞与引当金	218	192
製品保証引当金	197	187
その他	1,853	1,946
流動負債合計	15,015	15,145
固定負債		
長期借入金	1,788	1,728
リース債務	2	7
退職給付に係る負債	560	546
長期前受収益	3,241	3,191
その他	809	749
固定負債合計	6,402	6,223
負債合計	21,418	21,369
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,611	3,611
利益剰余金	1,947	2,691
自己株式	21	21
株主資本合計	1,642	898
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	71	55
繰延ヘッジ損益	3	12
為替換算調整勘定	397	468
退職給付に係る調整累計額	36	33
その他の包括利益累計額合計	365	459
純資産合計	1,277	439
負債純資産合計	22,695	21,808

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	7,130	5,824
売上原価	6,606	5,285
売上総利益	524	538
販売費及び一般管理費	1,376	1,354
営業損失( )	852	815
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	3	4
為替差益	33	158
持分法による投資利益	10	16
その他	19	11
営業外収益合計	69	193
営業外費用		
支払利息	35	33
支払手数料	1	27
その他	8	13
営業外費用合計	45	74
経常損失( )	829	697
特別損失		
減損損失	-	1 84
特別損失合計	-	84
税金等調整前四半期純損失( )	829	782
法人税、住民税及び事業税	21	46
法人税等調整額	11	85
法人税等合計	9	38
四半期純損失( )	838	743
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	838	743

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純損失( )	838	743
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17	16
繰延ヘッジ損益	20	8
為替換算調整勘定	6	53
退職給付に係る調整額	4	2
持分法適用会社に対する持分相当額	9	18
その他の包括利益合計	4	93
四半期包括利益	834	837
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	834	837

## 【注記事項】

### (継続企業の前提に関する事項)

当社グループの業績は、前連結会計年度において連結営業損失4,361百万円、連結経常損失4,432百万円、親会社株主に帰属する当期純損失8,830百万円、連結貸借対照表の純資産の部は1,277百万円を計上し、当第1四半期連結累計期間においても、連結営業損失815百万円、連結経常損失697百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失743百万円となり、連結貸借対照表の純資産の部は439百万円となりました。

また、同期間の単体の損益の状況は、営業損失742百万円、経常損失456百万円、当期純損失672百万円を計上し、純資産の部は1,510百万円の債務超過（前事業年度末は822百万円の債務超過）となっております。

この結果、金融機関と締結している一部の借入契約（平成30年6月30日現在借入残高3,996百万円）について、同契約の財務制限条項に抵触しております。その財務制限条項の内容は、（四半期連結貸借対照表関係）の注記1.財務制限条項に記載の通りです。

これらの状況により、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失の計上、財務制限条項への抵触等といった状況に該当することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、このような状況を解消し、収益構造の改革と業績の回復を実現するために以下の施策を実行し、国内外での売上拡大を図り、中長期的な成長に向けたキャッシュフローの確保を実現してまいります。

#### 1. 事業について

##### 1) 新中期経営計画「MBP2022」の推進

更なる収益構造改革と業績の回復を実現するために、2018年度から2022年度までの5ヵ年の中期経営計画を策定し、「Global Power-Solution Company」を基本戦略として、パワーエレクトロニクス市場での拡大・展開を推し進めてまいります。

##### (1) 事業領域の再定義

先進のパワーエレクトロニクス技術を活用した「特徴あるデバイス」と「ひと味違うパワー・ソリューション」で、新たに車載事業を第3の柱と位置づけ、本格的な取り組みを開始するとともに、既存のエネルギー・ソリューション事業、及び電源・デバイス事業についても、事業環境の変化に対応した取り組みを推進致します。

##### エネルギー・ソリューション事業

i) 国内事業基盤の再構築（今後成長が見込まれる住宅用・蓄電システムへの重点化）

ii) グローバル分散型電源（DER）市場へ展開

iii) プラットフォーム化によるコスト力の強化

##### 電源・デバイス事業

i) 民生用・産業用・車載用トランス・コイルの着実な拡大

ii) アミューズメント用電源で培ったPDIC 応用製品への新展開

##### 車載事業

i) 太陽光発電で培った独自のパワーエレクトロニクス技術を活かし、車載機器やワイヤレス給電機器等の車載関連事業に本格参入

##### (2) 顧客志向の徹底による事業推進

お客様に密着し、さまざまなニーズに誠実に向き合い、ご利用の現場で真にご評価して頂ける製品の企画・開発・生産・販売・アフターサービスに、全社一体となって取り組みます。

#### 2) 事業組織改革

事業部制組織の導入により、迅速な意思決定、事業別収益責任の明確化、製・技・販一体化によるグローバルでの製品開発及び販売体制の強化を進めております。

#### 3) 固定費削減

徹底した省力化の推進や海外拠点の生産配置見直し等、生産体制の最適化を図ると共に、役員報酬・賞与の削減や労務構成の見直し等による人件費の圧縮、及び物流コストを始めとする管理可能経費の削減等、固定費の徹底した削減に努めております。

#### 2. 財務基盤の安定化

財務制限条項に抵触した借入金については、期限の利益喪失の請求を猶予して頂くよう申し入れを行い、各行のご承諾を受けております。また、主要取引銀行との間で長期借入金元本の返済についても条件変更契約を締結しております。当社としてはメインバンクを中心に主要取引銀行と緊密な関係を維持しており、継続的な支援が得られるものと考えております。

また、当社並びに子会社である田淵電子工業株式会社及びテクノ電気工業株式会社は、平成30年6月25日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されると共に全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。同年7月4日には、事業再生ADR手続の対象債権者となる全お取引金融機関の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催致しました。

第1回債権者会議は無事成立し、全お取引金融機関から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきご了承を頂きました。さらに当社は、主要取引金融機関から資金調達（DIPファイナンス）を行うことを計画しておりますが、当該借入を行うこと、当該借入に係る債権について優先弁済権を付与すること等についても全お取引金融機関からご了承を頂きました。加えて、平成30年8月6日には第2回債権者会議を開催し、現時点での事業再生計画案の策定には、今暫くの時間を要する見込である等の状況報告を行うとともに事業再生計画案の協議継続の為の債権者会議（第2回債権者会議の続会）を開催することについて、全お取引金融機関のご承認を頂きました。

今後は、事業再生ADR手続の中で全お取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場にある事業再生実務家協会より調査・指導・助言を頂き、次回の第2回債権者会議の続会までに事業再生計画案を策定し、第3回債権者会議における全お取引金融機関の同意による成立を目指してまいります。

しかし、これらの対応策は実施途上であり、上述の対応によっても、今後の事業の進捗状況や主要取引銀行との協議の状況、事業再生ADR手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。上記経営改善策を着実に実施していくこと並びに主要取引銀行との緊密な関係を維持すること及び事業再生ADR手続において全取引金融機関と協議することで、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消に努めてまいります。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

#### （追加情報）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

#### （四半期連結貸借対照表関係）

##### 1. 財務制限条項

当社の以下の借入金には財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、貸付人の請求により、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、元本及び利息を支払うこととなっております。

##### グローバル・クレジット・ファシリティ契約

（エージェント：株式会社三菱UFJ銀行）

当社は、株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするグローバル・クレジット・ファシリティ契約（融資枠設定金額1,000百万円、当第1四半期連結会計年度末借入実行残高887百万円）を2017年9月29日に締結していますが、同契約には以下の財務制限条項が付されています。

- 連結純資産基準：2017年3月期決算期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の65%以上に維持すること。
- 単体純資産基準：2017年3月期決算期末日における単体貸借対照表上の純資産の部の金額の60%以上に維持し、かつ純資産の部のうち利益剰余金をマイナスにしないこと。
- 連結利益維持基準：2017年9月第2四半期以降、連続する2半期における連結損益計算書に示される経常損益が2半期共に損失とならないようにすること。
- 単体利益維持基準：2017年9月第2四半期以降、連続する2半期における単体損益計算書に示される経常損益が2半期共に損失とならないようにすること。

##### グローバル・コミットメントライン契約

（エージェント：株式会社みずほ銀行）



当社は、株式会社みずほ銀行をエーエージェントとするグローバル・コミットメントライン契約（融資枠設定金額4,000百万円、当第1四半期連結会計年度末借入実行残高2,149百万円）を2017年3月31日に締結しておりますが、同契約には以下の財務制限条項が付されています。

- 連結純資産基準：2017年3月期決算期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の65%以上に維持すること。
- 単体純資産基準：2017年3月期決算期末日における単体貸借対照表上の純資産の部の金額の60%以上に維持し、かつ純資産の部のうち利益剰余金をマイナスにしないこと。
- 連結利益維持基準：2017年9月第2四半期以降、連続する2半期における連結損益計算書に示される経常損益が2半期共に損失とならないようにすること。
- 単体利益維持基準：2017年9月第2四半期以降、連続する2半期における単体損益計算書に示される経常損益が2半期共に損失とならないようにすること。

#### 金銭消費貸借契約

（株式会社みずほ銀行 当初契約金額：長期借入金1,200百万円）

株式会社みずほ銀行を借入先とする金銭消費貸借契約（当第1四半期連結会計年度末借入残高900百万円）を2017年3月31日に締結していますが、同契約には以下の財務制限条項が付されています。

- 連結純資産基準：2017年3月期決算期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の65%以上に維持すること。
- 単体純資産基準：2017年3月期決算期末日における単体貸借対照表上の純資産の部の金額の60%以上に維持し、かつ純資産の部のうち利益剰余金をマイナスにしないこと。
- 連結利益維持基準：2017年9月第2四半期以降、連続する2半期における連結損益計算書に示される経常損益が2半期共に損失とならないようにすること。
- 単体利益維持基準：2017年9月第2四半期以降、連続する2半期における単体損益計算書に示される経常損益が2半期共に損失とならないようにすること。

上記全ての借入金は、前連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、期限の利益喪失の請求を猶予していただくよう申し入れを行い、各行のご承諾を受けております。

また、上記以外の長期借入金については、長期借入金元本の返済に関する条件変更契約を締結しております。

そして、上記の借入金の他、全お取引金融機関（11行）からの長短借入金につきましては、平成30年6月25日付で事業再生実務家協会に対し申し込みを行い、同日付で受理された事業再生ADR手続においてADR手続期間中の借入金元本の返済一時停止について同意いただいております。

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
受取手形	22百万円	34百万円
支払手形	0百万円	4百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 減損損失

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

当第一四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社名	用途	種類	減損損失 (百万円)
田淵電機株式会社 (大阪府大阪市)	事業用資産	機械装置及び運搬具	3
	共用資産	無形固定資産	0
田淵電子工業株式会社 (栃木県大田原市)	事業用資産	機械装置及び運搬具	11
		その他	4
タイ国田淵電機 (Chachoengsao, Thailand)	事業用資産	機械装置及び運搬具	35
		その他	22
上海田淵変圧器有限公司 (Shanghai, CHINA)	事業用資産	機械装置及び運搬具	5
		その他	0

(グルーピングの方法)

当社グループは独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業を基本単位としています。

なお、遊休資産については、各々の資産を単位としてグルーピングをしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しております。

(経緯)

田淵電機株式会社、田淵電子工業株式会社、タイ国田淵電機、上海田淵変圧器有限公司において、主に太陽光発電用パワーコンディショナ及び変成器の販売計画未達による営業赤字が発生していることから、減損の兆候を認識し、将来の収益の不確実性を考慮した結果、これら事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	417百万円	135百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期 連結損益計算書 計上額(注2)
	変成器事業	電源機器事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,624	4,506	7,130	-	7,130
セグメント間の内部売上高 又は振替高	315	-	315	315	-
計	2,940	4,506	7,446	315	7,130
セグメント利益又は セグメント損失( )	83	881	797	54	852

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 54百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期 連結損益計算書 計上額(注2)
	変成器事業	電源機器事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,818	3,005	5,824	-	5,824
セグメント間の内部売上高 又は振替高	232	-	232	232	-
計	3,050	3,005	6,056	232	5,824
セグメント利益又は セグメント損失( )	74	858	784	31	815

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 31百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	合計額
	変成器事業	電源機器事業	計		
減損損失	9	74	84	0	84

(注) 調整額は報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額( )	20円75銭	18円41銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額( ) (百万円)	838	743
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額( )(百万円)	838	743
普通株式の期中平均株式数(千株)	40,417	40,417

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8月10日

田淵電機株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 村 祥二郎
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 孝 司
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている田淵電機株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、田淵電機株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は当第1四半期連結累計期間において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上及び金融機関と締結している一部の借入契約について、同契約の財務制限条項に抵触している等の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。